

	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
<b>【警戒レベル3】</b> 避難準備・高齢者等避難開始	市町村長	人的被害の発生する可能性の高まった場合において、避難行動に要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき	・住民に対する避難準備 ・災害時要配慮者等に対する避難行動の開始	災害対策基本法第56条	災害全般
<b>【警戒レベル4】</b> 避難勧告	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	・立退きの勧告(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの勧告(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示(緊急)	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内安全確保(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第61条	災害全般
		人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水
<b>【警戒レベル5】</b> 災害発生情報	市町村長	災害が発生したとき	・命を守るための最善の行動を促進	災害対策基本法第60条	災害全般